九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

市町村教育委員会による学校選択制の制度構想の分析

雪丸, 武彦
九州大学大学院人間環境学府 : 博士後期課程

https://doi.org/10.15017/14257

出版情報：教育経営学研究紀要. 11, pp.7-16, 2008-12. The Laboratory of Educational Administration, Educational Law, Graduate School of Kyushu University
バージョン：
権利関係：

教育経営学研究紀要　第11号　2008年　７－16

市町村教育委員会による学校選択制の制度構想の分析

雪丸　武彦
（九州大学／大学院生）

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　法令等における学校選択制の実施可能範囲
　１．臨時教育審議会～1997 年の就学の制度
　２．1997 年以降の就学の制度
Ⅲ　学校選択制に関する教育委員会規則の検討
　１．立法形式
　２．規定内容
Ⅳ　おわりに

Ⅰ　はじめに

本稿は、学校選択制を導入している市町村の規則の分析を通じて、市町村が学校選択制をどのように構想したのか、その特徴を明らかにすることを目的とする。この目的のため、本稿では市町村の定める規則の立法形式と学校選択制の規定内容に注目する。

周知の通り、わが国の学校選択制は、市町村教育委員会が保護者に対して行う就学校指定の仕組みをベースとし、保護者の学校選択の希望に応じることができるようにその運用の仕方を変化させた制度である。就学校指定は、市町村教育委員会が定めた通学区域の範域内に住む保護者に対して、当該区域内に設置された学校に通うようになされるが、学校選択制はその範域を変化させたり、範域は変わらずとも指定の仕方を変えることで実現する。学校選択制は、後述する 1997 年文部省通知によりその導入が可能になって以降、三重県紀宝町や東京都品川区で導入が始まり [(1)]、様々なタイプで全国の自治体で導入が進められている。

文部科学省によれば2005年に学校選択制を導入している自治体の数値及び学校選択制のタイプについての調査結果を公表した。それによると、２校以上学校を設置している自治体のうち、約１割が学校選択制を導入しているという [(2)]。

この学校選択制は、従来中央政府が強く規制していた義務教育段階の就学の制度を弾力化し、市町村自治体が自ら制度設計できるようにしたことで出現した。このため自治体が導入した学校選択制は市町村自治体の自律性が表現された政策と言える。

本稿の問題意識は、この自律性がどのように規則となって立ち現れているのか、ということにある。

ところで、学校選択制に関する研究は、市町村における制度導入に先行する形で議論がなされたこともあり、一定程度蓄積されている。その中心はアメリカやイギリス等の外国の事例を紹介するもの [(3)]、外国での知見を参考にした理論研究 [(4)] や、障害者や保護者の学校選択権などの法解釈学的研究 [(5)] である。また、文部省が通学区域制度の弾力的運用について通知し、学校選択制を導入する自治体が生まれてからは、保護者の動態に着目し、学校間の格差を指摘する研究が蓄積されるようになっている [(6)]。

これらの先行研究の多くは学校選択制に対して懐疑的であったり、慎重な運用を指摘する声が多い。なかでも、学校選択制が新自由主義的改革の文脈から登場しており、「格差」や「評価」と密接に結びつき、公教育を解体することになると危惧する論者が多い [(7)]。藤田－黒崎論争の際も、学校選択制が生み出すデメリットを指摘する藤田に対して賛意を示す論稿が多かったように思われる [(8)]。また、保護者の動態研究を通じて、批判がなされるようになっている。

もっとも、先行研究において見られるのは、多くの学校の選択肢の中から保護者がいわばフリーパスで就

学校の決定を行う自由選択制に対する否定的立場である。そしてまた、かつて行政改革委員会が指摘したような就学校指定制の画一性については同様に否定的立場にあることが多く、例えばいじめ・不登校や障害などの理由により学校選択を行うことは否定していない。また、法解釈学的研究でも、学校選択を行う権利が存在することについて完全に否定する論稿はない。

すなわち、学校選択制において問題となっているのはその範囲であると言える。就学校指定が機械的になされることで発生するリスクや自由選択制により発生するリスク等を踏まえ、どのような制限をかけ、学校選択を可能にするのかが問題となっているのである。ここからは、なぜ導入したのか、導入の必要があったのか、という議論から、どのような条件が必要となるのか、という議論をする必要があると指摘できよう。

しかし、先行研究においては、事例研究は措くとして、学校選択制がどのような条件のもとで成立しており、課題があるのかについては問題としていない。この検討の前に、事実として自治体の制度構想のメカニズムを分析することは一定の意義があると考えられる。

本稿の問題意識に立ち戻れば、自治体が自身の環境を踏まえ自律的に制度導入の判断を行っているのであれば、自治体の構想する学校選択制は当然ながら多様性が見られると考えられる。それでは実際には自治体はどのような構想の仕方をしているのだろうか。

本稿ではこの分析のために、学校選択制を形作る自治体の規則の「立法形式」と、具体的な学校選択の仕組みを定める「規定内容」に注目する。これらに注目するのは、自治体の制度構想が表現され、また自治体間の比較がしやすいということによる。なお、この点に関して兼子は「分権自治体にとって自立立法は、地域自治政策を実現する法的手段にほかならず、(中略)規則や規程・要綱などの他の法規・内規形式を合わせて、自治立法形式をどう選ぶかが、その自治体の自治観を示すとともに、その実態を左右している」[(9)] と指摘しており、規則に自治体の独自性が反映されていると言えるだろう。

以下ではまず自治体において学校選択を可能にする就学の制度（法令、通知）を分析し、自治体がどの程度の範囲で学校選択制の実施を可能とされているのかについて確認する（Ⅱ）。

次に、自治体がどのような立法形式を採用しているのか、またどのような規定内容を採用しているのか（Ⅲ）について検討する。

Ⅱ　法令等における学校選択制の実施可能範囲

１．臨時教育審議会～1997 年の就学の制度

既に述べたように、わが国の学校選択制は保護者に対する就学指定を弾力化させることにより実現している。この就学指定の仕組みは学校教育法施行令（昭和 28 年政令 340 号）によって次のように規定されていた。

学校教育法施行令

第５条

２　市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（略）が２校以上ある場合においては、前項の通知（筆者注：入学期日の通知）において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

第８条　市町村の教育委員会は、第５条第２項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。(略)

第９条　児童生徒等（略）をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校又は中学校が他の市町村の設置するものであるときは当該市町村の教育委員会の、その他のものであるときは、当該小学校又は中学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

２　市町村の教育委員会は、前項の承諾を与えようとする場合には、あらかじめ児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

就学指定のあり方、そして「学校選択の自由」が政策上議論されたのは臨時教育審議会においてである。同審議会の答申では、市町村教育委員会が運用する就学指定制度について、「就学すべき学校について、事実上単なる機械的、硬直的な指定となり、選択の機会に対する配慮に欠ける状況が見られ」ており、「学校選択の機会を漸進的に拡大していくため、当面、具体的には、調整区域の設定の拡大、学校指定の変更・区域外就学の一層の弾力的運用、親の意向の事前聴取・不服申立ての仕組みの整備など多様な方法を工夫すべきである」こと、また「通学区域制度の見直しと学校選択の機会の拡大については、国や教育委員会の全国的組織等が一定の方式を定め、全国一律に採用するというような画一主義を排し、あくまで市町村教育委員会がそれぞれの地域の歴史や実情、住民の意思を最大限に尊重しつつ、自主的判断と主体的責任に基づき進めるよう十分に配慮する」ことと指摘していた（臨時教育審議会第３次答申、1987 年）。このように臨時教育審議会が求めているのは、①制度の硬直性、画一性を排すること、②自主的な制度設計をすること、であった。

文部省はこの答申を受け、「臨時教育審議会「教育改革に関する第三次答申」について（通知）」（昭和 62 年５月８日文初高第 190 号）により、「この際、各市町村教育委員会においては、就学すべき学校の指定に係る市町村教育委員会の権限と責任に基づき、地域の実情に即してこの制度の運用について検討する必要があること」とされた。

２．1997 年以降の就学の制度

臨時教育審議会以降、学校選択についての議論がなされることは長らくなかったが、規制改革が主張された 1990 年代後半にそれがスタートすることになる。

内閣下に設置され、規制緩和を主張した行政改革委員会が文部省に対して行った意見では、臨時教育審議会答申で指摘されたことが十分になされていないという認識から、改めて「指定された学校を変更できるのは、保護者が市町村教育委員会に申立てを行い、同教育委員会が相当と認めた場合に限られており、基本的に、保護者等に子供を通わせたいと思う学校を選択する機会は制度的にも実態的にも保障されていない」ことが問題とされた。そして、「現行法令で定められた学校指定制度においては、市町村教育委員会は子供の就学すべき学校を指定するよう定められてはいるが、通学区域に関する規定はなく、また、指定に当たっての保護者の意向の確認や保護者の選択についての制限は行われていない。したがって、学校指定に当たって、保護者の意向に十分配慮し、保護者の選択を働かせることは、市町村教育委員会の前向きかつ積極的な取り組みにより可能である」との言及がなされた。そして政府は、「市町村教育委員会に対して、学校選択の弾力化の趣旨を徹底し、保護者の意向に対する十分な配慮、選択機会の拡大の重要性の周知を図ることにより、市町村教育委員会が本来の機能を発揮し、学校選択の弾力化に向けて多様な工夫を行うよう、指導すべきである」とした。また、学校選択の弾力化の取組事例、調整区域の設定の拡大の取組事例等についての情報の提供を行うべきとした（「規制緩和の推進に関する意見（第２次）」1996 年）。

この意見を経て、文部省は 1997 年に市町村教育委員会に向けて、通学区域制度の運用に関し、地域の実情に即し、保護者の意向に配慮した多様な工夫をするように通知を行った（「通学区域制度の弾力的運用について」（通知）（平成９年１月 27 日文初小第 78 号））。また、同年には市町村教育委員会等に対して通学区域制度の弾力的な運用に関する事例集を配布し、通学区域制度の弾力的運用を認めるに至った。また、2000 年にも同様の事例集を配布した。

規制改革の動きとはまた別に、地方分権改革の動向によって就学事務はその性格の転換が行われた。すなわち、地方分権一括法による 1999 年地方自治改正により国と自治体との役割分担がなされ（いわゆる第一次分権改革）、機関委任事務であった就学事務は自治事務となり、自治体の事務にかかる自主性が法制上高まった。

また、行政改革委員会規制緩和小委員会の後身である総合改革規制会議からの要求もあり、文部科学省は 2002 年には学校教育法施行規則の一部改正を行い、①就学校の指定の際、あらかじめ保護者の意見を聴取できること、その際の手続等を公表すること（現行学校

教育法施行規則第32条第１項)、②就学校の変更の際、その要件及び手続を明確化し公表するものとすること（同第２項）を規定した。

以上のように学校選択制は一定の法的整備が進み、全国各地でその姿を見ることが可能になっている。上述の通り、2002 年の学校教育法施行規則一部改正により、就学校の希望聴取やその変更については市町村教育委員会が手続きを公表するように規定し、学校選択制の実施を支える基盤的整備はなされたものの、それ以外に自治体を制限するような規定の追加はない。それゆえ、市町村教育委員会が自律性を発揮することが可能になっている。

Ⅲ　学校選択制に関する教育委員会規則の検討

学校選択制は市町村教育委員会の自由なアイディアで実施することが可能であることを確認した。さて、本稿では学校選択制を導入した自治体として表１の自治体を対象とした[10]。これら自治体の定める学校選択制の規則をウェブサイト上において公開している例規集から入手した[11]。このように「公開」している「例規集」のみを分析の手がかりとすると、公開していない規則、例規集に搭載されていない要綱等は分析から外れてしまうが、今回はあえて捨象することとした[12]。これらの自治体について立法形式と規定の内容について分析していく。

まず、立法形式についてであるが、市町村教育委員会の運用する通学区域制度は通常各自治体の定める「就学に関する規則」に規定されている。学校選択制は通学区域制度の弾力化により実現されていることから、同規則において規定することが考えられる。また、同規則はそのままにして、新しい規則を定めることも考えられる。さらに、規則には定めずに、要綱のように内部規程として定めていることも考えられる。本稿では以上のようなパターンにより整理する。その作業を通じて学校選択制の法的構造についての特徴を明らかにする。

次に、規定内容については、自治体の定める学校選択制に関する規則・要綱等の文言をそれぞれの自治体ごとに確認していくことにする。本稿では学校選択制の仕組みの中核が保護者との合意形成の手続きにあることに鑑み、合意形成の方法に注目する。

表１　分析対象自治体一覧

東京都	足立区、杉並区、江戸川区、千代田区、港区、文京区、新宿区、板橋区、練馬区、日野市、西東京市、八王子市、武蔵村山市、調布市
埼玉県	川口市、南埼玉郡宮代町、蕨市、北葛飾郡庄和町（2005 年４月より春日部市と合併して「春日部市」）、北葛飾郡鷲宮町、吉川市、北葛飾郡栗橋町、北本市、越谷市、草加市
広島県	広島市、三原市、三次市、安芸郡熊野町、山県郡千代田町（2005 年２月より芸北町、大朝町、豊平町と合併して「北広島町」）、安芸高田市
千葉県	松戸市、市川市
北海道	岩見沢市、江別市
栃木県	小山市、鹿沼市
茨城県	水海道市（2006 年１月より石下町と合併して「常総市」）
神奈川県	逗子市
群馬県	前橋市
静岡県	沼津市
三重県	南牟婁郡紀宝町
京都府	向日市
兵庫県	川西市
岡山県	岡山市
愛媛県	新居浜市

１．立法形式

A 「就学に関する規則」における規定のパターン

このパターンは表２の通り 24 自治体となっている。

紀宝町は「紀宝町就学等に関する規則」において、特に条文を設けるのではなく、学区を「町内在住者選択区」とすることで、すなわち学区を変更することで学校選択制としている。岡山市の場合も、学区に調整

区を規定することで学校選択制としている。熊野町も同様の方法を採用している。一方、新居浜市の学校選択制は就学校の変更を学校選択としている。

小山市は、「小山市立小・中学校通学区域に関する規則」第５条において指定校の変更が可能となる許可基準を８号定めており、その中の第７号に「教育委員会が定める小山市立中学校通学区域に関する弾力的運用基準に適合すると認めたとき」とし、学校選択の基準や手続きを別途定める基準において規定している。

また、表中の条タイトルを見ると、「自由選択制」、「学校選択制」のように選択を名称に入れたり、「通学区域」、「申請による学校の指定」のように一目では学校選択制とわからないタイトルとしたり、非常に多様である。

なお、文京区、練馬区、調布市、春日部市、沼津市については、「就学に関する規則」内に学校選択制の根拠規定はあったが、その細かな手続き等の規定は確認することができなかった。同規則外で別途定めていると思われるが、今回の方法からは確認できなかった。

表２　「就学に関する規則」における規定パターンの自治体一覧

	市区町村名	規則名称・条（条タイトル）
1	板橋区	東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則第３条（学校選択）
2	武蔵村山市	武蔵村山市立学校の指定に関する規則第４条（学校選択による市立中学校の指定）
3	八王子市	八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則第３条（就学すべき市立学校の選択）
4	川口市	川口市立小・中学校の指定に関する規則第４条（通学区域外の中学校への就学希望の申請）、第８条（小学校への準用）
5	宮代町	宮代町立小・中学校通学区域に関する規則第７条（自由選択制）
6	吉川市	吉川市立小学校及び中学校の就学に関する規則第５条（中学校の選択）
7	栗橋町	栗橋町立小中学校通学区域に関する規則第４条（中学校自由選択制）
8	広島市	広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則第４条（申請による学校の指定）
9	熊野町	熊野町立小学校及び中学校通学区域に関する規則第２条（通学区域）
10	松戸市	入学する学校の指定に関する規則第４条（学校選択）
11	市川市	市川市立小中学校の通学区域に関する規則第３条（指定学校の変更の申請）
12	江別市	江別市立小学校及び中学校通学区域規則第４条（区域外通学申立及び学校選択希望申請）
13	小山市	小山市立小・中学校通学区域に関する規則第５条第７号（許可基準）
14	鹿沼市	鹿沼市立小中学校児童生徒の就学に関する規則第４条（学校選択）
15	新居浜市	新居浜市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則第７条（中学校選択制度による指定学校の変更）
16	紀宝町	紀宝町就学等に関する規則
17	向日市	向日市立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則第７条（希望校）
18	川西市	川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則第５条（就学希望の申請等）
19	岡山市	岡山市立小学校，中学校の就学に関する規則
20	文京区	文京区立小学校及び中学校の通学区域並びに就学指定に関する規則第４条（学校選択による就学指定）
21	練馬区	練馬区立学校通学区域に関する規則第４条（学校選択による学校の指定）
22	調布市	調布市立学校通学区域等に関する規則第４条（学校選択制による学校の指定）
23	春日部市	春日部市立小・中学校通学区域に関する規則第４条（調整区域）
24	沼津市	沼津市立小中学校の通学区域を定める規則第３条（就学校の選択）

B 学校選択制のための規則での規定パターン

このパターンは、「就学に関する規則」を設けつつも、詳細は別の規則に委ねている方式である。

この学校選択制に関する規則において手続きや学校選択の希望申請票の提出期限、様式などが規定される。このパターンは表３のように６自治体が確認できた。「就学に関する規則」における規定のパターンと比べると自治体数は多くなく、また、全ての自治体が関東圏であるのが特徴的である。

規則の名称について見ると、５自治体は「学校選択に関する規則」としているが、常総市のみ「中学校希望制の実施に関する規則」としている。

C 要綱等での規定パターン

このパターンは、前項と同様、「就学に関する規則」でただし書きをするなどして、別途学校選択制の手続き等を要綱等で定めるものである。表４のように15自治体が確認できた。前項のように規則として定めるパターンは関東圏の自治体で占められていたものの、要綱等のパターンでは様々である。ただし、東京都、埼玉県、広島県において要綱を定めている自治体が多いことがわかる。

名称に着目すると、「学校選択（制）」ないし「学校希望制」の実施要綱としている自治体が多いと言えるが（９自治体）、「通学区域の弾力化（自由化）」の要綱と定めている自治体も一定数ある（６自治体）。

表３　学校選択制のための規則での規定パターンの自治体一覧

	市区町村名	規則名称
1	足立区	足立区立小学校及び中学校の学校選択に関する規則
2	西東京市	西東京市立学校の学校選択に関する規則
3	常総市	常総市立中学校希望制の実施に関する規則
4	前橋市	前橋市立小学校及び中学校の学校選択に関する規則
5	越谷市	越谷市立中学校の学校選択に関する規則
6	草加市	草加市立中学校の学校選択に関する規則

表４　要綱等での規定パターンの自治体一覧

	市区町村名	規則名称
1	杉並区	杉並区立小学校及び中学校における学校希望制度に関する実施要綱
2	江戸川区	江戸川区立小学校の学校選択に関する実施要綱 江戸川区立中学校の学校選択に関する実施要綱
3	新宿区	新宿区立小学校及び中学校の学校選択制度実施要綱
4	千代田区	千代田区立中学校学校選択実施要綱
5	港区	港区立小学校及び中学校における学校選択希望制実施要綱
6	日野市	日野市立学校の通学区域等の取扱いに関する要綱
7	北本市	北本市学校選択制に関する要綱
8	蕨市	蕨市学校選択制に関する要綱
9	鷲宮町	鷲宮町立小・中学校の通学区域の弾力化に関する要綱
10	逗子市	逗子市立小・中学校における通学区域の弾力化に関する実施要綱
11	北広島町	北広島町立小中学校通学区域弾力化の実施に関する要綱
12	三原市	三原市立学校隣接校選択制度実施に関する要綱
13	安芸高田市	通学区域弾力化の実施に関する要綱
14	三次市	三次市立小中学校の通学区域自由化実施要領
15	岩見沢市	岩見沢市立学校の学校選択に関する実施要綱

２．規定内容

既に確認したように、規則・要綱等を定めて学校選択制を実施している自治体は45自治体あった。この多くが、学校選択を希望する保護者を対象にして就学校を決定することができる仕組みを採用していた。

ところが、学校選択制によっては特に希望していない場合においても保護者の意思を機械的に汲み取り、合意を確定させることがある。このような制度デザインを採用しているのは、７自治体であった。

この方法が特徴的なのは、かつての文部省の就学指定の正当性の論理とかけ離れているということによる。すなわち、文部省は次のように指摘していた[13]。

> 市町村教育委員会は、それぞれの市町村の設置する小学校又は中学校を指定することとされています。
> その際、学校指定が恣意的に行われたり、いたずらに不公平感を与えたりすることのないよう、通常あらかじめ、どの市町村においても各学校ごとに通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定しています。

この論理は、文部省が就学事務を機関委任事務として指揮監督していた時のものである。ここからは市町村教育委員会が恣意的運用を行わないようコントロールし、また選べないということを前提として保護者の意思（不公平感）をコントロールするという文部省の意思が見える。

これに対し、機関委任事務廃止後の７自治体の市町村教育委員会の学校選択制の規定は、保護者が選べることを前提に、選ばなかった場合でも選択したと見なすという新たな仕組みである。

以下ではそれぞれの自治体の規定について見ていきたい。

まず東京都板橋区であるが、同区の就学に関する規則である「東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則」第３条第３項では次のように規定している。

> 提出期間内に保護者から書面が提出されない場合、教育委員会は、通学区域校を選択したものとみなす。

東京都内でそのように規定している自治体はほかにも江戸川区がある。同区教育委員会の定める「江戸川区立小学校の学校選択に関する実施要綱」第６条第２項では次のように規定している。なお、同条は小学校に関する規定であるが、中学校も同様の規定である。

> 別に定める教育委員会の指定する期日までに保護者から希望調査票が提出されない場合において、教育委員会は、通学指定校を選択したものとみなす。

このほか、関東圏では越谷市が「越谷市立中学校の学校選択に関する規則」第４条第２項において次のように規定している。

> 前項に規定する期日までに中学校選択申請書の提出がない場合、規則別表第２に規定する当該就学予定者の通学区域（以下「基本学区」という。）の中学校を選択したものとみなす。

７自治体のうち残りの４自治体は全て広島県である。そのうち三次市は規則・要綱等での定めはないが、同市教育委員会ウェブサイトにおいて「届出書の提出がない場合は、住所地により決められた指定学校を選択されたものとします」としている[14]。

その他、３自治体はそれぞれの定める要綱において保護者の合意を措定している。

北広島町の定める「北広島町立小中学校通学区域弾力化の実施に関する要綱」第５条第２項では次のように規定されている。

> 前項の規定により教育委員会が指定する期限までに希望申請書を提出しない保護者については、通学区域規則に定める就学すべき学校への就学を希望するものとみなす。

また、三原市の定める「三原市立学校隣接校選択制度実施に関する要綱」の第６条第２項では次のように規定されている。

> 教育委員会の指定する期日までに保護者から希望申請書が

提出されない場合において，教育委員会は，保護者が所属学校を選択したものとみなす。

最後に安芸高田市では「通学区域弾力化の実施に関する要綱」第５条第２項において、北広島町、三原市と類似する記述で次のように規定されている。

前項の規定により教育委員会が指定する期限までに希望申請書を提出しない保護者については、所属学校への就学を希望するものとみなす。

以上、かつての文部省の就学指定に対する正当性の論理とは異なる市町村の自律性の存在を明らかにした。

学校選択制を導入している自治体のうち、この点が看取されるような全ての保護者の選択意思を措定する仕組みを採用している自治体は現在のところ少数にとどまる。しかし、東京都内２自体、広島県内の３自治体のように同一都県内自治体の規定となっていることがわかる。また広島県のように同一県内で類似の規定を設ける自治体が複数あるということが判明した。ここからは、学校選択制の規定内容における自治体間の参照可能性が指摘される。

Ⅳ　おわりに

本稿では、就学の制度に関する法令等の検討を通じ、自治体がそのアイディアをもって自由に学校選択制を構想できることを確認し、その上で学校選択制を導入している市町村の定める規則の立法形式と学校選択制の規定内容に注目し、市町村が学校選択制をどのように構想したのか、その特徴を明らかにすることを目的として分析を行った。

その結果、次の点が明らかになった。まず、立法形式に関しては、自治体が自律的に学校選択制に関する規定を定めていることが挙げられる。学校選択制を導入するためには、①従来より定められていたいわゆる「就学に関する規則」に学校選択制に関する規定を加えるか、②独自の学校選択制に関する規則を定めるか、③要綱等をおくかの３つのパターンが理論的に考えられる。偏りはあったものの、全てのパターンにおいて合致する自治体が存在した。さらに、規則の条タイトルを見ても、従来批判されていた自治体間の画一性はなく、自律的な規定を行っていると言える。

次に規定内容については、保護者との合意の手続きについて分析した結果、自治体の多く（45 自治体中 38 自治体）が学校選択を希望する保護者との間では合意を予定するということが確認された。

しかし、７自治体については選択を希望しない場合においても「みなし」として選択をする仕組みを採用していた。このことは、従来の文部省の論理とはかけ離れた規定方法を行っているという点で自治体の独自性が看取された。

また、このような仕組みは同一県内の自治体で採用されていた。このことは、自治体がその内部条件のみで学校選択制度の構想を描いているのではなく、外部の自治体の動向を参照しながら自らの自治体の検討を行っているということを指摘できよう。

最後に本稿の課題を３点挙げておきたい。

１点目に、本稿は方法上の限界があり、学校選択制を導入する全ての自治体の規則・要綱を十分にフォローできたとは言い難い。このため、本稿で見られた規定パターンにおける自治体数の偏りには修正が必要になる可能性がある。今後改めて検証していきたい。そして今後は本稿の分析を踏まえ、さらに政策参照・波及の影響も考慮しつつ規則・要綱等の制定経緯まで明らかにしていきたい。これにより、自治体の学校選択制の制度構想に見られる自律性がより明確になるであろう。

２点目に、本稿では立法形式における規定パターンの多様性を自治体の自律性と捉えたが、一方でこのパターンは現在の分析では自治体数において偏りがある。すなわち、自律的行動の結果としてのパターンの収束という結果が観察されうると言えよう。今後の学校選択制の新規参入自治体に注目していきたい。

３点目に、市町村教育委員会と保護者との合意の手続きについて、今回は学校選択に対する考え方に注目したが、学校選択可能な基準や時期、制度の周知の方法といった、より具体レベルについての検討は行っていない。この点は課題としたい。

【注】

（1）ただし先行的事例として足立区の事例研究を行ったものとして久富善之「通学区の弾力化と学校選択の自由」日本教育法学会編『講座現代教育法２　子ども・学校と教育法』三省堂、2001 年。

（2）小学校段階では 227 自治体（8.8%）、中学校段階では 161 自治体（11.1%）となっている。

（3）学校選択制に関する外国研究は非常に多く、日本におけて政策的議論がなされる前から論稿が蓄積されている。例えば小野由美子「アメリカにおける学校選択の研究 ： オールターナティブ・スクールの動きを中心に」『日本教育経営学会紀要』第 20 号、1978 年、pp. 9-19；望田研吾「イギリスの公営学校における親の学校選択の問題」『九州大学教育学部紀要（教育学部門）』第 32 号、1986 年、pp. 153-175；犬塚典子「アメリカにおける「学校選択の自由化」に関する研究―1980 年代の教育政策を中心に」『慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要』第 31 号、1991 年、pp. 135-142。

（4）理論研究は藤田－黒崎論争などの支持者と反支持者との間での議論を通じて進められている。双方の学校選択（制）に対する主張を参照できる文献として、黒崎勲『学校選択と学校参加』東京大学出版会 1994 年；黒崎勲『教育の政治経済学』東京都立大学出版会、2000 年；藤田英典『教育改革―共生時代の学校づくり』岩波書店、2000 年；藤田英典『義務教育を問い直す』筑摩書房、2005 年、など。

なお、政策的議論になる前から、市川正午は学校選択制の意義と限界について先見的に考察を行っていた（「学校選択の自由」『学校運営研究』1975 年８月号、「学校選択の思想」『学校運営研究』1975 年９月号、「公立学校の存在理由」『学校運営研究』1975 年 10 月号、「教育バウチャーの意義と限界」『学校運営研究』1975 年 11 月号）。

（5）牧柾名「子どもの学習権と親の学校選択権 ： 学校選択権から教育要求権へ」全国障害者問題研究会編『季刊障害者問題研究』第 20 号、1979 年、pp35-41；林量俶「学校選択・就学指導と子ども・親の権利」全国障害者問題研究会編『季刊障害者問題研究』第 40 号、1985 年、pp. 3-11；窪田真二『父母の教育権研究―イギリスの父母の学校選択と学校参加―』；結城忠『学校教育における親の権利』海鳴社、1994 年、など。

（6）学校選択制導入後、かなり早い時期から動態研究は進んでいる。例えば、深見匡「品川区における「学校選択」の動態」『教育』2000 年７月号、pp. 87-93；岩崎孝「「学校選択制」にみる親の教育意識と選択行動 ： 大津市のケーススタディ」）『滋賀大学大学院教育学研究科論文集』第 17 号、2004 年、p. 1-11；橋野晶寛「学校選択制における不確実性の考察」日本教育学会編『教育学研究』第 72 巻第１号、2005 年、pp. 41-52。

（7）例えば嶺井正也・中川登志男『学校選択と教育バウチャー――教育格差と公立小・中学校の行方』八月書店、2007 年；佐貫浩・世取山洋介編著『新自由主義教育改革―その理論・実態と対抗軸』大月書店、2008 年。

（8）学校選択制のデメリットをコンパクトに整理した論稿として、藤田英典「学校選択制―格差社会か共生社会か」藤田英典編著『誰のための「教育再生」か』岩波書店、2007 年、pp. 117-146。

（9）兼子仁『自治体行政法入門〔改訂版〕』北樹出版、2008 年、p. 77。

(10) 学校選択制を導入している自治体については嶺井正也・中川登志男、前掲書、pp. 27-32 の「学校選択制導入済・導入予定自治体一覧」（2006 年 11 月現在、中川登志男作成）を参考にしている。中川の把握している自治体数（85 自治体）と文部科学省の調査で判明した自治体数とは差があるが、これは定義の差異が考えられる。すなわち、中川は「特認校」制度を学校選択制の中に入れていない。また、いわゆる調整区域による制度運用（文部科学省の定義では「特定地域選択制」）を学校選択制とは認めていない。また、学校選択に対する自治体と文部科学省の認識の差異も考えられる。この差異については改めて別に稿を起こして考えてみたい。

(11) 本稿が対象とする自治体の規則・要綱等については 2008 年３月 31 日に入手したものである。

(12) なお、学校選択制を導入しているとされるが、「通学区域・就学に関する規則」を公開していなかった自治体は品川区、墨田区、渋谷区、清瀬市、多摩市である。また、同規則はあったものの学校選択制に関わる規定がなく、要綱等の存在も確認できなかった自治体は次の通りである。荒川区、台東区、葛飾区、目黒区、江東区、豊島区、中央区、町田市、横須賀市、厚木市、鳩ヶ谷市、志木市、

戸田市、鎌ケ谷市、呉市、大竹市、尾道市、福山市、浦安市、瑞穂市、高崎市、金沢市、瀬戸市、生駒市、善通寺市、直方市、久留米市、飯塚市、大分市、豊後高田市、佐賀市、那覇市。

(13) 辻村哲夫「はじめに」『公立小学校・中学校における通学区域制度の運用に関する事例集』東洋館出版社、1997年、p.2。

(14) この記述については三次市教育委員会ウェブサイト（http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/gakkou_m/jiyuuka/gakkousenntaku_tuugakukuikijiyuuka.jsp：2008年３月31日確認）において確認できる。